

浄化槽放流水の敷地内処理装置設置等基準

<p>1 設置場所の基準</p>	<p>(1) 原則として日照、通風が良好で、処理装置に対して雨水等の流入のおそれがない場所であること。</p> <p>(2) 地下水位が地盤面下(処理装置の底面)から 1.5m 以上の場所で、湿潤でない場所であること。</p> <p>(3) 処理装置と他の施設等の外周間の距離は次のとおりとすること。</p> <p>ア 隣地境界まで 1m 以上</p> <p>イ 建築物まで 1m 以上</p> <p>ウ 井戸その他水源までの水平距離 30m 以上</p>
<p>2 構造基準</p>	<p>(1) 処理装置はトレンチ等により、均等に散水できる構造であること。</p> <p>(2) 重力浸透を防止するシート、受皿等を設けること。また、材料は耐久性のあるものとする。</p> <p>(3) 処理装置の流入部及び末端部には、原則として水位を点検できる柵等を設ける構造であること。</p> <p>(4) 処理装置は浄化槽放流水の水量を適正に処理できる能力を有する構造であること。</p> <p>(5) 保守点検及び清掃作業が容易にできる構造であること。</p>
<p>3 水質基準</p>	<p>浄化槽からの放流水の水質は、BOD の日間平均値が 20mg/ 以下</p>
<p>4 その他</p>	<p>(1) 処理装置の機能が十分発揮されるよう常に点検を行うこと。</p> <p>(2) 処理装置を設置した区域の地表に建築物や工作物を建てたり、舗装をしてはならないこと。</p>